

神奈川県立神奈川工業高等学校体育施設利用案内

神奈川工業高等学校の体育施設を県民のスポーツ活動の場として提供し、スポーツの健全な普及・発展をはかることを目的として、学校教育に支障のない限り、地域のスポーツ振興のため、体育施設を積極的に開放するものです。なお、県立学校施設開放新型コロナウイルス感染症対策におけるチェックリストについては、5類感染症に移行したことに伴い、施設利用時の記入は取りやめますが、学校では引き続き、三密の回避、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染防止対策について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1 ご利用いただける施設等の範囲は、次のとおりです。

利用施設	利用できる種目 ※貸出物品はありません。	利 用 日	利 用 時 間 (利用可能枠) ※テニスコートは、季節によって時間帯が変更となります。
テニスコート (2面) 「A・Bコート」	テニス	毎週日曜日のみ (ただし、学校行事及び大会、部活動等の利用状況によって開放しない場合があります)	○4月～10月利用分 〔① 13:00～15:00まで(2枠) ② 15:00～17:00まで(2枠)〕 ●11月～3月利用分 〔① 12:30～14:30まで(2枠) ② 14:30～16:30まで(2枠)〕
武道場 (1室)	柔道、剣道、体操等 (履物を履くものは除く)		○4月～3月利用分 〔① 10:00～12:00まで(1枠) ② 13:00～15:00まで(1枠) ③ 15:00～17:00まで(1枠)〕
附属施設(トイレ、洗面所)			

2 ご利用いただけるのは、スポーツ活動を目的とする県内在住者、在勤者又は在学者の方で、事前に「利用者名簿」の提出と併せて毎月の「施設利用申込書(様式1)」により申込みをしていただいた方です。

※ボールペン等(消えるボールペン不可)により記入のうえ、必ず申込手続きを行ってください。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断わりいたします。

- 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- 営利を目的とした利用
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- 利用申し込み内容に反する利用
- その他施設の管理上支障があると認められる利用

3 施設利用を希望する団体は、利用希望日の属する日の前月1日から20日までの間に、施設利用申込書(様式1)に返信用封筒(送付先を記入し110円切手を貼付したもの)を添えて、申込んでください。利用承認日については、26日以降には決定する予定ですので、原則として毎月27日以降に、返信用封筒により利用承認書を返送させていただきます。

利用承認された団体は、利用前に事務室窓口にて「施設利用承認書」の提示をお願いします。

なお、申込みされた希望日が申し込み多数の場合や学校行事及び大会、部活動等で、利用できないことがありますのでご承知おきください。

※施設利用承認後に利用できなくなった場合は、天候等による中止を含め必ず事前に電話連絡をしてください。連絡がない場合は、施設の管理上支障があると認められる利用として

今後の団体利用を調整のうえ、施設の利用をお断りさせていただく場合があります。
 ※承認書を交付した後も学校行事及び大会、部活動等でやむを得ない事由により施設が使用できなくなることがありますのであらかじめご了承ください。

4 ご利用いただく方には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお願いしています。4人以上のグループでご利用いただく場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。

5 学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、本校生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

(1) 施設利用代表者は、利用前に必ず事務室に立ち寄り、施設利用承認書を提示し「施設利用日誌」に記入してから学校施設管理員に鍵を開けてもらってください。

利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用設備等は元へ戻す等、開放施設を利用前の状態に戻してください。また、利用後も事務室に立ち寄り「施設利用日誌」に利用人数を記入してください。

(2) 承認された利用時間以外は校内に立ち入らないようにしてください。

(活動準備のため必要な場合、利用する施設が空いていれば、時間前15分程度は立ち入りを認めますが、利用後の整備は必ず時間内に行ってください)

(3) 原則として公共交通機関を利用してください。やむを得ず車を利用する場合は、1台分の駐車スペースと限られていますので指定した場所(テニスコート前)に駐車してください。また、事務室の受付で「臨時駐車許可証」を受け取り、車のフロントに見えるように置いてください。

なお、本校では、駐車中における破損事故等については責任を負いかねますのでご承知おください。

(4) 利用中に事故がおきた場合は直ちに学校施設管理員に連絡してください。

また、施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、施設・設備破損届(様式3)を提出してください。この場合は、原状に復するための経費について弁償の責任を負っていただきますので、あらかじめご了承ください。

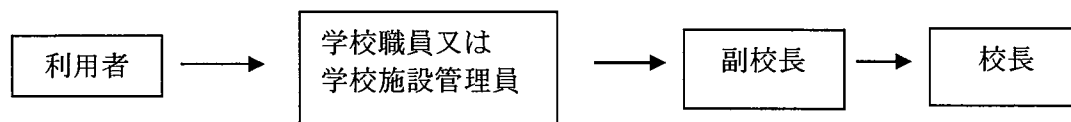
(5) 学校敷地内では喫煙厳禁です。また、ゴミ等は利用者が必ず持ち帰ってください。

(6) 自動体外式除細動器(AED)は1階事務室前に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

緊急の場合は、次の関係機関にご連絡ください。

警察署	神奈川警察署	045-441-0110	横浜市神奈川区神奈川2丁目15番地の3
消防署	神奈川消防署	045-316-0119	横浜市神奈川区広台太田町3-8
病 院	済生会神奈川県病院(代表)	045-432-1111	横浜市神奈川区富家町6-6
	横浜市救急医療センター(夜間)	045-212-3535	横浜市中区桜木町1丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター1・2階
	大口東総合病院	045-401-2411	横浜市神奈川区入江2-19-1

《 緊急時の体制 》



神奈川県立神奈川工業高等学校

〒221-0812 横浜市神奈川区平川町19-1

TEL 045-491-9461